

# 岡山県時短要請協力金 (第2期)

(令和3年5月14日～令和3年5月31日 要請分)

## - 申請要領 -

新型コロナウイルス感染症予防の観点から窓口による対面での申請受付は行いません

<申請受付期間>
令和3年6月8日(火)～7月31日(土)(当日消印有効)
<申請書の郵送先>
〒700-0821 岡山市北区中山下1-8-45 NTTクレド岡山ビル8階 「岡山県時短要請協力金(第2期)受付係」 宛
<お問い合わせ先>
岡山県時短要請協力金(第2期)コールセンター 電話:086-201-2199 受付時間:平日9時～18時(6/16から) 電話:086-226-7968 受付時間:平日9時～17時(6/15まで)

## 目 次

1	趣 旨	1
2	県からの要請内容	1
3	支給要件	2
4	支給額	2
5	申請受付期間	3
6	申請方法	4
	①申請書の入手方法	4
	②申請書の提出	4
7	申請に必要な書類と記入例等	5
	①支給申請書兼実績報告書（様式第1号）	6
	②誓約書（様式第2号）	8
	③本人確認書類	9
	④振込先口座を確認できる書類	9
	⑤施設ごとの協力内容について（様式第3号）	10
	⑥施設ごとの協力金支給申請額計算シート（計算シート判定表）	11
	別紙1 令和元年又は令和2年の5月の売上高を基準に計算する方法	12
	別紙2 令和元年又は令和2年の年間売上高を基準に計算する方法	13
	別紙3 開業1年未満の場合の計算方法	14
	別紙4 売上高減少額方式により計算する方法	15
	⑦施設の写真	16
	⑧飲食店等営業許可証の写し	16
	⑨施設の営業実態の確認できるもの	17
	⑩時短営業等を行ったことが分かる貼り紙を貼付した店頭の写真	17
	⑪売上高を確認できるもの	17
	⑫令和3年5月の売上高が確認できるもの	19
	⑬理由書	19
8	支給決定通知及び協力金の支給	20
9	その他注意事項	20

— 以 下 —

申請に必要な様式集となります。切り離してご利用いただけます。

## 1 趣 旨

岡山県では、令和3年5月16日（日）からの緊急事態措置の適用も踏まえ、急速に感染が拡大している新型コロナウイルス感染症に歯止めをかけるため、飲食店等に対し、新型インフルエンザ等対策特別措置法の規定に基づき、5月14日（金）から5月31日（月）までの間、営業時間の短縮等への協力を要請しました。この協力要請に応じて、営業時間の短縮等にご協力いただいた飲食店等に対し、岡山県時短要請協力金（第2期）（以下「協力金」という。）を支給いたします。

## 2 県からの要請内容

(1) 要請期間：令和3年5月14日（金）から令和3年5月31日（月）まで

(2) 要請内容：①5月14日（金）及び15日（土）

- ・営業時間の短縮（通常20時を超え営業している店舗は営業時間を5時～20時までに短縮）
- ・酒類の提供（利用者による酒類の店内持ち込みを含む）は終日行わない
- ・飲食を主として業としている店舗において、カラオケ設備を提供している場合は、当該設備の利用を終日自粛

②5月16日（日）から31日（月）まで

次のア～ウのいずれかを満たし、要請期間中の全ての日において、全面的に協力すること

- ア 元々の営業時間が5時～20時を超えている酒類又はカラオケ設備を提供する飲食店等（カラオケボックスや酒類の持ち込みを認めている飲食店を含む。以下同じ）は、休業又は酒類およびカラオケ設備の提供を取りやめて営業時間を5時～20時までに短縮すること
- イ 酒類又はカラオケ設備を提供する飲食店等が休業すること
- ウ 元々の営業時間が5時～20時を超えている酒類及びカラオケ設備を提供しない飲食店等は、営業時間を5時～20時までに短縮すること

(3) 対象施設：食品衛生法第52条に定める営業の許可を取得している飲食店又は喫茶店

※次の施設等は要請の対象外です（ただし、第1期で要請の対象外だったカラオケボックスが第2期では対象となっています）

- ・ホテル、旅館等のルームサービス（宿泊者を対象）
- ・総菜、弁当、和菓子、洋菓子、ドリンクスタンド等の持ち帰り専門の施設
- ・ケータリング等のデリバリー専門の施設
- ・イートインスペースを有するスーパーやコンビニ等の施設
- ・自動販売機（販売機内で調理を行うホットスナック等）コーナー
- ・ネットカフェ、漫画喫茶
- ・専用の飲食スペースを有しないキッチンカー等

- (4) 対象地域：① 5月14日（金）及び15日（土）  
 ・岡山市及び倉敷市全域  
 ② 5月16日（日）から31日（月）まで  
 ・県全域

### 3 支給要件（次の要件を全て満たしていることが必要です。）

- (1) 食品衛生法第52条に基づく飲食店または喫茶店の営業を行う施設であること（要請の対象外とした施設を除く）（令和3年5月13日（木）以前から営業していること）  
 (2) 要請期間中の全ての日において、営業時間短縮等の要請に全面的に協力していること（遅くとも令和3年5月17日（月）から開始していること）

（酒類又はカラオケ設備の提供を行っていない飲食店については、通常の営業時間が午前5時から午後8時までの時間帯内の場合は、要請の対象外であるため支給の対象となりません。）

- (3) 業種別ガイドライン等を遵守し、感染防止対策を徹底していること  
 (4) 岡山県暴力団排除条例（平成22年岡山県条例57号）に規定する暴力団員又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係にある者でないこと

### 4 支給額

県の要請にご協力いただいた期間（日数）に応じて協力金を支給します。施設ごとの1日あたりの支給額は、原則、施設ごとの前年度又は前々年度の5月の1日あたりの売上高を用いて下表のとおり計算します。

※協力日により、1日あたりの協力金支給額が異なっているため、支給申請額を計算する場合にはご注意ください。

【5月14日（金）及び15日（土）の1日・1店舗あたりの支給額】

	前年度又は前々年度の 1日あたりの売上高	1日あたりの支給額
(1) 売上高方式 (中小企業等のみ選択可)	8万3,333円以下	2万5,000円
	8万3,333円超～25万円未満	前年度又は前々年度の1日あたりの 売上高の <u>3割</u>
	25万円以上	7万5,000円（上限額）
(2) 売上高減少額方式 (大企業・中小企業等 いずれも選択可)	前年度又は前々年度の1日あたりの売上高減少額の4割 <u>※上限額：20万円</u> もしくは、前年度又は前々年度の1日あたりの売上高の3割のいずれか低い額	

※売上高は、飲食部門の売上高（消費税及び地方消費税は除く）で計算します。

【5月16日（日）から31日（月）の1日・1店舗あたりの支給額】

(1) 売上高方式 (中小企業等のみ選択可)	前年度又は前々年度の 1日あたりの売上高	1日あたりの支給額
	10万円以下	4万円
	10万円超～25万円未満	前年度又は前々年度の1日あたり の売上高の4割
	25万円以上	10万円（上限額）
(2) 売上高減少額方式 (大企業・中小企業等 いずれも選択可)	前年度又は前々年度の1日あたりの売上高減少額の4割 ※上限額：20万円	

※売上高は、飲食部門の売上高（消費税及び地方消費税は除く）で計算します。

中小企業等は（1）売上高方式、（2）売上高減少額方式のどちらか一方を選択可能ですが、大企業の場合は（2）売上高減少額方式のみとなります。

(1) 売上高方式

前年度又は前々年度の売上高をもとに1日あたりの売上高を計算し、その3割又は4割相当額を1日あたりの支給額とする方法です。

(2) 売上高減少額方式

営業時間短縮等により減少した売上高を前年度又は前々年度の売上高と比較することで算出し、1日あたりの売上減少額の4割相当額を1日あたりの支給額とする方法です。

※1 前年度又は前々年度の5月の売上高が不明または存在しない場合

①年間売上高により1日あたりの売上高を計算してください。この場合、前年又は前々年の売上高を365日（2020年の売上高を使用する場合は366日）で割って計算します。

②令和2年5月以降に開業したなど、開業後1年未満の施設の場合には、営業開始日から令和3年5月13日（要請日前日）までの売上高をその日数で割って計算してください。

※2 飲食部門以外の事業も実施している場合の売上高について

①原則として、飲食部門以外の売上高を除外して算出していただく必要があります。この場合、売上の明細書など、お手持ちの資料で、飲食部門とその他の部門の売上高を区分できるものをあわせて提出してください。なお、飲食部門とその他の部門の売上高を区分できない場合には、一定期間（例：一週間）の実際の売上高における飲食事業の売上高の割合を用いて計算することも可能とします。

5 申請受付期間

令和3年6月8日（火）～ 令和3年7月31日（土）

※1事業者につき、1回限りの申請となります。

## 6 申請方法

郵送又は電子申請（6月21日（月）10：00頃受付開始予定）により受け付けます。なお、申請に関するお問い合わせは、コールセンターまでお願いいたします。

**※新型コロナウイルス感染症予防の観点から、窓口による対面での申請受付は行いません。**

### 【問い合わせ先】

岡山県時短要請協力金コールセンター

電話：086-201-2199 受付時間：平日9時～18時（6／16から開設）

電話：086-226-7968 受付時間：平日9時～17時（6／15まで）

### ①申請書の入手方法

○ホームページから入手

岡山県時短要請協力金のホームページに申請書を掲載していますので、ダウンロードしてご利用ください。

URL <https://www.pref.okayama.jp/page/715742.html>



岡山県時短要請協力金



○岡山県庁県民室、岡山県庁分庁舎1F、各県民局・地域事務所で申請書を配布しています。

○郵送による取り寄せも可能です。

コールセンターまでご依頼いただければ、申請書類一式を郵送いたします。

**※岡山県時短要請協力金コールセンターでの対面でのお渡しには対応できません。**

### ②申請書の提出

(1) 郵送の場合：**令和3年7月31日（土）消印有効**

- ・レターパックや簡易書留など郵送物の追跡ができる方法で郵送してください。
- ・書類の記入にあたって、消せるボールペン・鉛筆・修正ペン等は使用しないでください。
- ・郵送時は差出人の住所及び申請者名を明記してください。

### 【申請書の送付先】

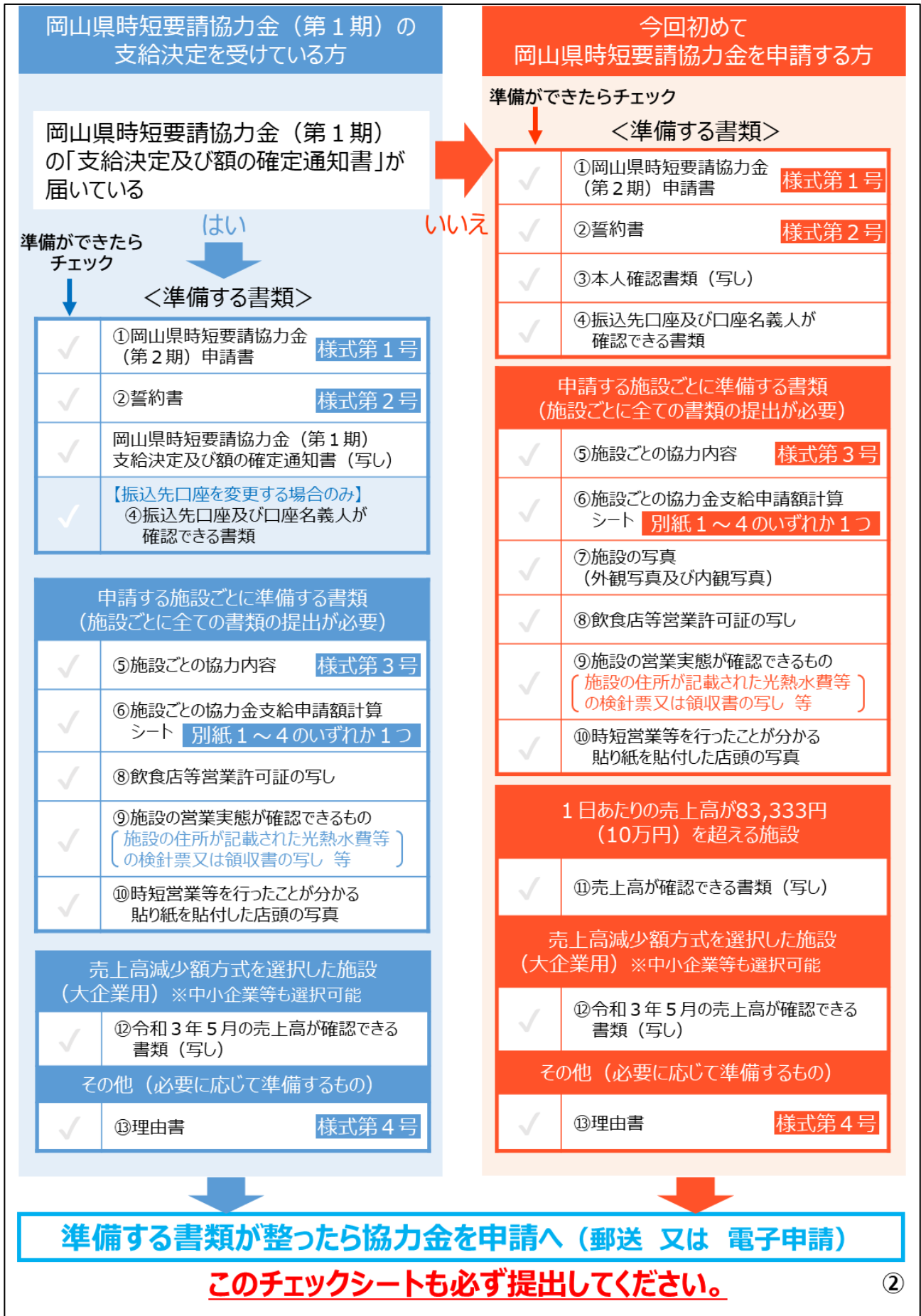
〒700-0821

岡山市北区中山下1-8-45 NTTクレド岡山ビル8階  
「岡山県時短要請協力金（第2期）受付係」宛

(2) 電子申請の場合：**令和3年7月31日（土）23時59分までに申請を完了してください。**

- ・ホームページからリンクしている申請用ウェブサイト（6月21日（月）10：00頃受付開始予定）から申請してください。
- ・申請が完了した場合は、登録したメールアドレス宛てに受付完了メールが届きます。

## 7 申請に必要な書類と記入例等



※岡山県時短要請協力金（第1期）の支給決定を受けている方は、一部書類の省略が可能です。

①支給申請書兼実績報告書

支給申請書兼実績報告書（様式第1号）に必要事項を記入してください。

記入例

様式第1号

受付No

岡山県時短要請協力金（第2期）支給申請書兼実績報告書

新型コロナウイルス感染症の拡大防止を目的とした、県からの営業時間短縮等の要請に協力しましたので、協力金の支給を関係書類を添えて申請します。協力金額については、県が審査した後に確定されるため、申請額と同額にならない場合があることについて、了承します。

令和 3 年 6 月 16 日

岡山県知事 伊原木 隆太 殿

1 支給申請額

1,380,000 円

2 支給対象施設数

2 施設

※「4 施設ごとの内訳」を記入し、施設ごとの支給申請額の合計を記入してください

3 申請者情報

郵便番号

7 0 0 - 8 5 7 0

フリガナ	オカヤマシキタクウチサンゲ	
主たる事業所の所在地 (個人の場合は自宅住所)	岡山市北区内山下二丁目4番6号	
フリガナ	カブシキガイシャ オカヤマシヨクドウ	
会社名 (屋号名)	株式会社 おかやま食堂	
フリガナ	オカヤマ タロウ	生年月日(個人のみ)
代表者名 (個人事業者名)	岡山 太郎	1 9 5 0 年 0 4 月 0 1 日
法人番号 (法人のみ)	1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 0 0 0	資本金(又は出資金) (法人のみ)
		1,000万円
		常時雇用する従業員
		10人

常時雇用する従業員とは労働基準法第20条の規定に基づく「予め解雇の予告を必要とする者」です。

※「振込先」の内容に誤りや漏れがあると、協力金のお支払いが大幅に遅れる場合がありますので、申請書の提出前に再度通帳の内容と相違ないか等、ご確認をお願いします。振込先口座は申請者ご本人(法人の場合は当該法人)の口座に限ります。

振込先	金融機関及び店舗名			金融機関コード		店舗コード		預金種別			口座番号 (右詰めで記入)									
	岡山	銀行	農協 金庫・信組	県庁	支店	1	2	3	4	9	9	1	1	普通	0	9	8	7	6	5
口座名義 (カタカナ)	カ) オカヤマシヨクドウ																			

※口座名義(カタカナ)は、通帳に記載されているカタカナの表記をそのまま転記してください。

連絡先	担当者名	所属	総務部総務係	フリガナ	オカヤマ	ハナコ
	氏名	岡山	花子			
電話	086-123-****		メールアドレス	hanako@****.co.jp		

※連絡先は申請内容の確認や書類審査時にご連絡させていただくためのものです。ご対応いただける方の連絡先をご記入ください。

4 施設ごとの内訳(対象施設が6以上の場合は、別紙一覧表を使用してください。)

No.	施設名	施設ごとの支給申請額	飲食店等営業許可番号
No.1	岡山〇〇食堂 △△店	690,000 円	岡保健衛 第999-999999号
No.2	岡山〇〇食堂 □□店	690,000 円	岡保健衛 第888-888888号
No.3		円	
No.4		円	
No.5		円	

※施設ごとの内訳欄には、計算した施設ごとの支給申請額を記入し、各施設の並  
<岡山県

管理番号	支給決定額	円	備考
------	-------	---	----

振込先口座は申請者ご本人名義のもの(法人の場合は当該法人名義のもの)に限ります。



※対象施設が6以上ある場合には、次の別紙様式に「施設ごとの内訳」を記入してください。

別紙

施設ごとの内訳一覧(対象施設が6以上ある場合)

施設No.	施設名称(店舗名等)	施設ごとの 支給申請額	飲食店等営業許可番号
No.1			
No.2			
No.3			
No.4			
No.5			
No.6			
No.7			
No.8			
No.9			
No.10			
No.11			
No.12			
No.13			
No.14			
No.15			
No.16			
No.17			
No.18			
No.19			
No.20			
No.21			
No.22			
No.23			
No.24			
No.25			
No.26			
No.27			
No.28			
No.29			
No.30			
合計申請額		0円	

②誓約書

記入例

誓約書（様式第2号）

様式第2号

誓 約 書

岡山県時短要請協力金（第2期）の支給申請に当たり、次のことを誓約いたします。誓約した内容と事実が相違することが判明した場合には、協力金の支給を受けられないことになっても異議はありません。また、これにより生じた損害については、当方（以下、法人の場合は「当法人」、個人事業者の場合は「私」を意味する。）が一切の責任を負うものとします。また、必要な場合には、岡山県警察本部や税務署等に情報提供することを承諾します。

記

- 1 食品衛生法第52条の規定に基づく飲食店又は喫茶店の営業を、今回協力金の対象となる第2期要請期間開始以前から行っている店舗であり、期間中の準備期間を除いた全ての日において営業時間短縮等の要請に全面的に協力しました。なお、営業にあたっては、業種別ガイドライン等を遵守して感染防止対策を徹底し、岡山県時短要請協力金（第2期）の支給要件は全て満たしています。
- 2 岡山県時短要請協力金（第2期）支給申請書兼実績報告書及び添付書類の内容に虚偽はありません。申請書類の内容に関して調査や報告の求めがあった場合は、これに応じます。また、虚偽や不正等が判明した場合は、協力金の返還に応じます。
- 3 申請日時時点で倒産又は廃業していません。また、申請を行った施設について、新型コロナウイルス感染症感染拡大の影響がある以前から休業又は営業時間短縮を行っていた店舗ではありません。
- 4 協力金の支給を受けた施設情報（店舗名及び市町村名）が公表されることに同意します。
- 5 県の時短要請協力金の支給対象月と同月の国の月次支援金を受給しておらず、また岡山県飲食店等一時支援金（第2期）も受給していないことを宣誓いたします。
- 6 個人情報の取扱いに関して、協力金の支給手続に必要な範囲内で県が業務を委託した業者と共有することに同意します。
- 7 当方及び当方の役員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第9条第21号ロに規定する役員をいう。）は、次に掲げる者のいずれにも該当しません。また、次に掲げる者はいずれについても、当方の経営に実質的に関与し
  - (1) 暴力団員等（岡山県暴力団排除条例（平成22年岡山県条例第10号）第2条第1号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）に該当する者
  - (2) 暴力団（岡山県暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団）の統制下にある者
  - (3) 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者

○法人の場合は代表者印  
○個人事業主の場合は代表者の印鑑を押印してください。

（支給申請日と同じ）  
令和 年 月 日

岡山県知事 伊原木 隆太 殿

所在地  
名称又は商号  
役職・氏名

岡山県岡山市北区内山下二丁目4番6号  
株式会社おかやま〇〇食堂  
代表取締役 岡山 太郎



### ③本人確認書類

#### 【法人の場合】

履歴事項全部証明書

#### 【個人事業者の場合】

氏名、生年月日、住所がわかるものの写しを提出してください。

- ・運転免許証（現住所等が裏面記載の場合は裏面も含む）
- ・マイナンバーカード
- ・健康保険証
- ・パスポート
- など

貼付台紙1  
に貼り付けて  
ください

### ④振込先口座を確認できる書類（通帳の写し）

#### 【法人の場合】 法人名義のもの

#### 【個人事業者の場合】 申請者本人名義のもの

銀行名・支店番号・支店名・口座種別・口座番号・名義人が確認できるように通帳のオモテ面と通帳を開いた1・2ページ目の両方の写しを台紙に貼って提出してください。

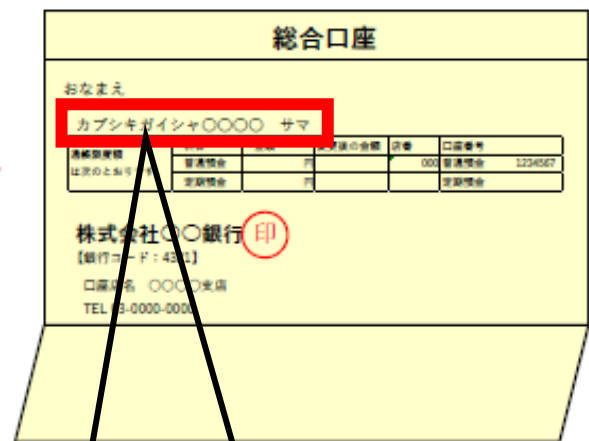
通帳のオモテ面



電子通帳 画面コピー



通帳を開いた1・2ページ目



申請書に記載する振込先の口座名義  
(カタカナ) は、ここを転記ください。

貼付台紙2  
に貼り付けて  
ください

※委任等により申請法人名義以外及び申請本人名義以外の口座への振込は対応できません。

※電子通帳などで、紙媒体の通帳がない場合は、電子通帳等の画面等の写しを提出してください。同様に当座口座で紙媒体の通帳がない場合も、電子通帳等の写しを提出してください。

※画像が不鮮明な場合や、銀行名・支店番号・支店名・口座種別・口座番号・名義人が1つでも確認できない場合は、振込ができず、協力金のお支払いができませんので、提出前に今一度ご確認ください。

⑤施設ごとの協力内容について

施設ごとの協力内容について（様式第3号）

施設ごとに提出が必要な書類の表紙として使用し、1施設ごとにまとめて提出してください。

**施設ごとの協力内容について（施設に関する情報）** 様式第3号

施設No.	No.1	※この様式は施設ごとに作成してください。	
会社名（屋号）	株式会社 おかやま〇〇食堂 <span style="float: right; border: 1px solid red; padding: 2px;">記入例</span>		
フリガナ	オカヤマ〇〇シヨウトウ △△テン		
施設名称（店舗名等）	岡山〇〇食堂 △△店		
郵便番号	700-8570	施設の所在地	岡山市北区内山下2-4-6
電話番号	086-123-****	営業許可番号	岡保健衛第999-999999号

協力期間①（5月16日～31日）の協力内容について

<従前から酒類又はカラオケ設備の提供を**している**場合>

協力内容（その1）	<input checked="" type="checkbox"/>	酒類又はカラオケ設備の提供（利用者による酒類の店内持ち込みを含む）を行わなかった。（休業した場合を含む。）
協力内容（その2）	<input checked="" type="checkbox"/>	5:00～20:00を超えないよう時短営業又は休業した。（従前の営業時間が5:00～20:00を超えていない場合は、休業のみ）

（注意）上記にすべてチェックが入る必要があります。

<従前から酒類又はカラオケ設備の提供を**していない**場合>

※従前の営業時間が5:00～20:00を超えていない場合は対象外

営業時間	<input type="checkbox"/>	従前の営業時間は、5:00～20:00を超えている。
協力内容（その1）	<input type="checkbox"/>	5:00～20:00を超えないよう、時短営業又は休業した。

（注意）上記にすべてチェックが入る必要があります。

■該当する日数にチェックを入れてください。選択した日数を別紙1～4に転記してください。

※第1期協力金(対象期間5/3～5/16)を申請している施設については、15日間を選択してください。

協力日数①	<input checked="" type="checkbox"/>	16日間（5月16日以降すべての期間において上記の協力した場合）
	<input type="checkbox"/>	15日間（5月17日以降すべての期間において協力した場合）

※以下は岡山市・倉敷市内にある施設のみが対象となります。

※ただし、第1期協力金(対象期間5/3～5/16)を申請している施設については、ご記入不要です。

協力期間②（5月14日・15日）の協力内容について

※従前の営業時間が5:00～20:00を超えていない場合は対象外

営業時間	<input checked="" type="checkbox"/>	従前の営業時間は、5:00～20:00を超えている。
協力内容（その1）	<input checked="" type="checkbox"/>	5:00～20:00を超えないよう、時短営業又は休業した。
協力内容（その2）	<input checked="" type="checkbox"/>	酒類の提供（利用者による酒類の店内持ち込みを含む）を終日行わなかった。（休業した場合や従前から提供していない場合を含む。）
協力内容（その3）	<input checked="" type="checkbox"/>	飲食を主として業としている店舗の場合は、カラオケ設備の利用を終日自粛した。（休業した場合や従前から提供していない場合を含む。） ※飲食を主として業としていない店舗はチェック不要（カラオケボックスなど）

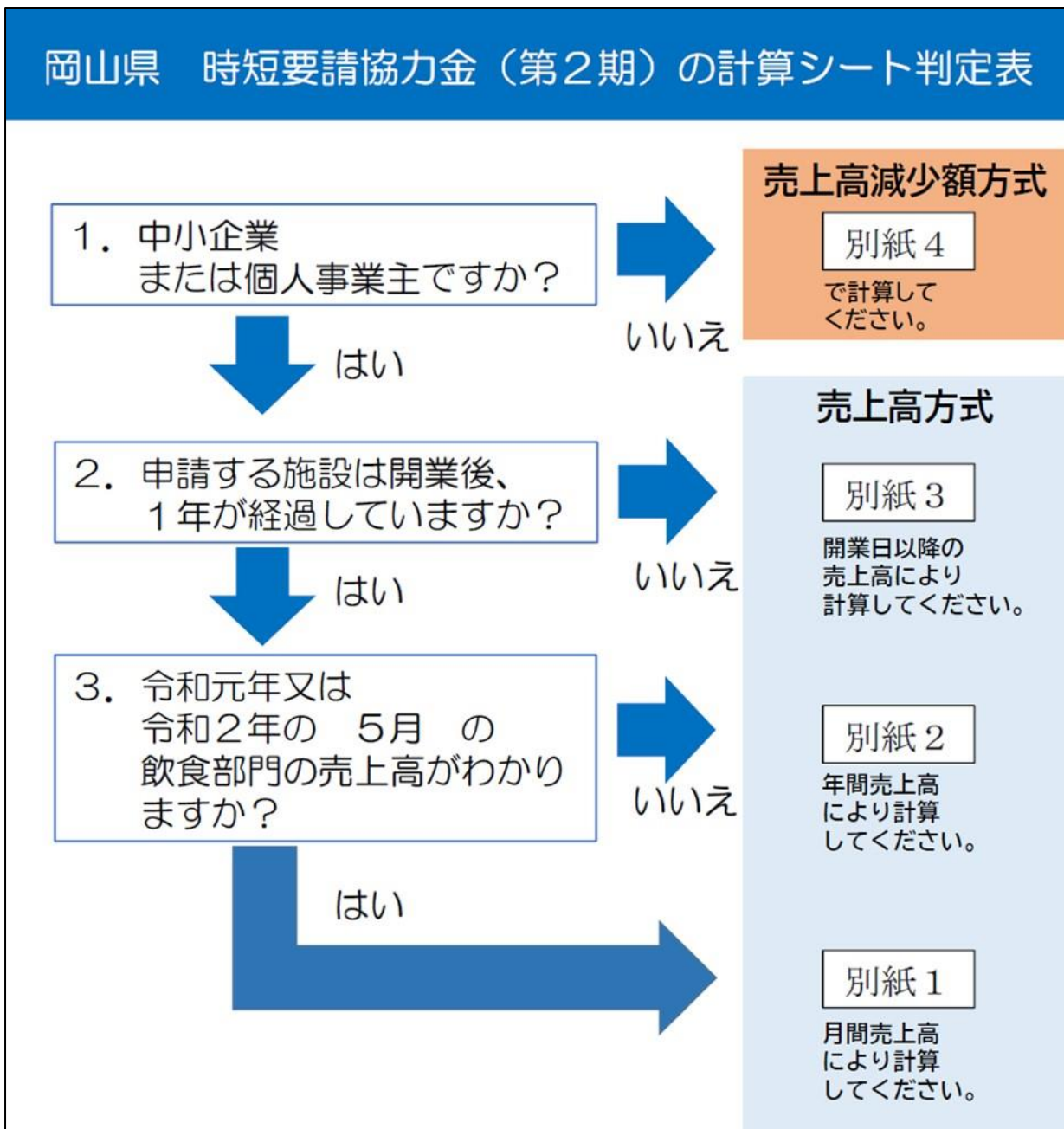
（注意）上記にすべてチェックが入る必要があります。ただし、飲食を主として業としていない店舗は「協力内容（その3）」へのチェックは不要です。

■該当する日数にチェックを入れてください。選択した日数を別紙1～4に転記してください。

協力日数②	<input checked="" type="checkbox"/>	2日間（5月14日・15日ともに上記の協力した場合）
	<input type="checkbox"/>	1日間（5月15日に上記協力した場合）

⑥施設ごとの協力金支給申請額計算シート

計算シート判定表により、施設ごとの協力金の計算に使用する方式、及び計算シート（別紙1～別紙4）を選択してください。（施設ごとにいずれか1つ選択）



**【留意事項】**

◎中小企業等で、令和元年又は令和2年5月の1日あたりの売上高が25万円を超え かつ、令和3年5月の1日あたりの売上高が令和元年又は令和2年5月から  
 ・18万7,500円を超えて減少している場合（5月14日又は5月15日協力開始の場合）  
 ・25万円を超えて減少している場合（5月16日以降協力開始の場合）  
 には、別紙4で計算した方が、協力金支給額が大きくなる場合があります。

◎令和2年4月に開業した場合など、コロナの影響を大きく受けた令和2年5月の売上高を用いて1日あたりの売上高を算出すると、著しく現状と乖離する場合は、別紙2により算出することも可能です。

施設ごとの協力金支給申請額計算シート

別紙1

令和元年又は令和2年の5月の合計売上高を基準に計算

施設No.	No.1	施設名称(店舗名等)	岡山〇〇食堂 △△店
-------	------	------------	------------

5月16日(日)から31日(月)まで

申請する施設の飲食部門の令和元年又は令和2年いずれかの5月の売上高(税抜)の合計は310万円(1日あたり10万円)を超えますか?

はい

いいえ

1日あたりの売上高が100,000円を超える場合は⑤番まで計算する。

1日あたりの協力金支給額は40,000円です

40,000円 ×	協力日数①	日 =	支給基礎額 ア
	16		640,000円

※様式第3号の協力日数を転記してください。  
第1期協力金を申請している施設は、支給額の計算が必要で、⑤に施設ごとの飲食部門売上高を記入してください。  
※計算に用いる売上高はすべて税抜で記入してください。

1日あたりの売上高が100,000円以下の場合、記入はここまで。

選択した年の5月の売上高	①	3,200,000円	÷	31日	=	5月の1日あたりの売上高	②	103,226円	1円未満切り上げ
選択した年の5月の1日あたりの売上高	②	103,226円	×	0.4	=	選択した年の5月の1日あたりの売上高の4割	③	41,291円	1円未満切り上げ
1日あたりの協力金支給申請額	④	42,000円	×	協力日数①	日 =	支給基礎額 ア'	⑤	672,000円	上限10万円

5月14日(金)及び15日(土) ※以下は岡山市・倉敷市内にある施設のみ記入 (第1期協力金(5/3~5/16)を申請している施設については、記入不要)

申請する施設の飲食部門の令和元年又は令和2年いずれかの5月の売上高(税抜)の合計は258万3,323円(1日あたり8万3,333円)を超えますか?

はい

いいえ

1日あたりの売上高が83,333円を超える場合は⑤'番まで計算する。

1日あたりの協力金支給額は25,000円です

25,000円 ×	協力日数②	日 =	支給基礎額 イ
	2		50,000円

売上高を記入してください。(確認書類の提出が必要)

1日あたりの売上高が83,333円以下の場合、記入はここまで。

5月の売上高	①	3,200,000円	÷	31日	=	5月の1日あたりの売上高	②	103,226円	1円未満切り上げ
選択した年の5月の1日あたりの売上高	②	103,226円	×	0.3	=	選択した年の5月の1日あたりの売上高の3割	③'	30,968円	1円未満切り上げ
1日あたりの協力金支給申請額	④'	31,000円	×	協力日数②	日 =	支給基礎額 イ'	⑤'	62,000円	上限7万5,000円

支給申請額 ※支給申請額を支給申請書(様式第1号)の「4 施設の内訳」に転記してください。

支給基礎額(ア又はア')	672,000円	+	支給基礎額(イ又はイ')	62,000円	=	支給申請額	734,000円
--------------	----------	---	--------------	---------	---	-------	----------

施設ごとの協力金支給申請額計算シート

別紙2

令和元年又は令和2年の年間売上高を基準に計算

施設No.	No.1	施設名称(店舗名等)	岡山〇〇食堂 △△店
-------	------	------------	------------

5月16日(日)から31日(月)まで  
 申請する施設の飲食部門の令和元年又は令和2年いずれかの年間売上高(税抜)の合計は3,650万円(令和元年)又は3,660万円(令和2年)を超えますか？

**はい** ↓ **いいえ**

1日あたりの協力金支給額は40,000円です

40,000円 ×	協力日数 ①	日 =	支給基礎額 ア
	16		640,000円

※様式第3号の協力日数を転記してください。  
 ※第1期協力金を申請している施設に施設ごとの飲食部門売上高を  
 ※計算に用いる売上高はすべて税抜で記入してください。  
 ※計算に用いた売上高はどの年のものですか？どちらかに○

令和元年	○	令和2年	
------	---	------	--

① 選択した年の年間売上高 40,000,000円

(令和2年) 366日 ÷ (令和元年) 365日 =

② 選択した年の1日あたり売上高 109,590円

1円未満切り上げ

③ 選択した年の1日あたりの売上高の4割 43,836円

1円未満切り上げ

④ 1日あたりの協力金支給申請額 44,000円

上限10万円

⑤ 支給基礎額 ア' 704,000円

1日あたりの売上高が100,000円を超える場合は⑤番まで計算する。

1日あたりの売上高が100,000円以下の場合、記入はここまで。

※以下は岡山市・倉敷市内にある施設のみ記入  
 5月14日(金)及び15日(土) (第1期協力金(5/3~5/16)を申請している施設については、記入不要)  
 申請する施設の飲食部門の令和元年又は令和2年いずれかの年間売上高(税抜)の合計は3,041万6,545円(令和元年)又は3,049万9,878円(令和2年)を超えますか？

**はい** ↓ **いいえ**

1日あたりの協力金支給額は25,000円です

25,000円 ×	協力日数 ②	日 =	支給基礎額 イ
	2		50,000円

① 年間売上高 40,000,000円

(令和2年) 366日 ÷ (令和元年) 365日 =

② 選択した年の1日あたり売上高 109,590円

1円未満切り上げ

③' 選択した年の1日あたりの売上高の3割 32,877円

1円未満切り上げ

④' 1日あたりの協力金支給申請額 33,000円

上限7万5,000円

⑤' 支給基礎額 イ' 66,000円

1日あたりの売上高が83,333円を超える場合は⑤'番まで計算する。

1日あたりの売上高が83,333円以下の場合、記入はここまで。

支給申請額 ※支給申請額を支給申請書(様式第1号)の「4 施設の内訳」に転記してください。

支給基礎額(ア又はア')	+	支給基礎額(イ又はイ')	=	支給申請額
704,000円		66,000円		770,000円

施設ごとの協力金支給申請額計算シート

別紙3

【施設開業後1年未満の場合】開業日から要請日前日までの売上高で計算

施設No.	No.1	施設名称(店舗名等)	岡山〇〇食堂 △△店
-------	------	------------	------------

支給額の計算が必要です。①に施設ごとの飲食部門売上高を記入してください。  
 ※計算に用いる売上高はすべて税抜で記入してください。

5月16日(日)から31日(月)まで

申請施設の開業日を入力してください。	2021/4/1	入力例「2021/4/1」
要請日前日	2021/5/13	

売上高を記入してください。(確認書類の提出が必要)

開業日から令和3年5月13日までの売上高	①	9,000,000 円	日数を記入してください	÷	43 日	開業日から令和3年5月13日までの1日あたりの売上	②	209,303 円	1円未満切り上げ
開業日から令和3年5月13日までの1日あたりの売上高	②	209,303 円		×	0.4	=	選択した年の1日あたり売上高の4割	③	83,722 円
1日あたりの協力金支給申請額	④	84,000 円	×	協力日数 ①	=	支給基礎額 ア	⑤	1,344,000 円	
下限4万円 上限10万円									

※様式第3号の協力日数を転記してください。以下同じ。  
 第1期協力金を申請している施設は【15日】です。

※以下は岡山市・倉敷市内にある施設のみ記入  
 (第1期協力金(5/3~5/16)を申請している施設については、記入不要)

5月14日(金)及び15日(土)

開業日から令和3年5月13日までの1日あたりの売上高	②	209,303 円	×	0.3	=	選択した年の1日あたり売上高の3割	③'	62,791 円	1円未満切り上げ
1日あたりの協力金支給申請額	④'	63,000 円	×	協力日数 ②	=	支給基礎額 イ	⑤'	126,000 円	
下限2万5,000円 上限7万5,000円									

支給申請額

※支給申請額を支給申請書(様式第1号)の「4 施設の内訳」に転記してください。

支給基礎額(ア)	+	支給基礎額(イ)	=	支給申請額
1,344,000 円		126,000 円		1,470,000 円



施設ごとの協力金支給申請額計算シート

**【大企業用】令和元年又は令和2年いずれかの5月と比べて  
令和3年の5月の売上高減少額を基準に計算**  
(中小企業等も選択可能)

施設No.	No.1	施設名称(店舗名等)	岡山〇〇食堂 △△店
-------	------	------------	------------

5月16日(日)から31日(月)まで

申請する施設の飲食部門の令和元年又は令和2年いずれかの5月と比べて  
令和3年の5月の売上高は減少していますか？

はい  いいえ

大企業の方は申請できません。  
中小企業等の方は売上高方式  
(別紙1～3)により計算してください。

支給額の計算が必要です。①及び②に施設ごとの飲食部門売上高を記入してください。  
※計算に用いる売上高はすべて税抜で記入してください。  
※令和3年5月の売上高との比較に用いた売上高はどの年のものですか？  
どちらかに○を記入してください。

令和元年度       令和2年度

選択した年の 5月の売上高	令和3年の 5月の売上高	売上高減少額
① 90,000,000 円	② 20,000,000 円	③ 70,000,000 円

※売上高を入力してください。(確認書類の提出が必要)

売上高減少額	÷ 31 × 0.4	=	1日あたりの 売上高減少額の4割
③ 70,000,000 円			④ 903,226 円

千円未満切り上げ

1日あたりの協力金 支給申請額	× 協力日数 ①	=	支給基礎額 ア
⑤ 200,000 円 上限20万円	× 16 日		⑥ 3,200,000 円

※様式第3号の協力日数を転記してください。以下同じ。  
第1期協力金を申請している施設は【15日】です。

5月14日(金)及び15日(土) **※以下は岡山市・倉敷市内にある施設のみ記入**  
(第1期協力金(5/3～5/16)を申請している施設については、記入不要)

売上高減少額	÷ 31 × 0.4	=	1日あたりの 売上高減少額の4割
③ 70,000,000 円			④ 903,226 円
選択した年の 5月の売上高	÷ 31 × 0.3	=	1日あたりの売上高の3割
① 90,000,000 円			⑦ 870,968 円

④と⑦のうちいずれか低い額(千円未満切り上げ)

1日あたりの協力金 支給申請額	× 協力日数 ②	=	支給基礎額 イ
⑤' 200,000 円 上限20万円	× 2 日		⑧ 400,000 円

**支給申請額** ※支給申請額を支給申請書(様式第1号)の  
「4 施設の内訳」に転記してください。

支給基礎額(ア)	+	支給基礎額(イ)	=	支給申請額
3,200,000 円		400,000 円		3,600,000 円

### ⑦施設の写真（施設ごと）

施設名（屋号）や飲食スペース等が分かる施設の外観・内観写真を提出してください。

（イメージ）



### ⑧飲食店営業許可証又は喫茶店営業許可証の写し（施設ごと）

施設ごとの飲食店営業許可証又は喫茶店営業許可証の写しを提出してください。

The image shows a sample food business license document with several red callout boxes pointing to specific information:

- 申請する全ての店舗分の写しが必要です。** (Red box on the left)
- 所在地が要請対象地域内である必要があります。** (Red box on the right, pointing to '岡山市北区鹿田町一丁目1番1号')
- 申請者の名義である必要があります。** (Red box on the right, pointing to '氏名(法人名) 岡山 太郎')
- 協力要請期間が許可の有効期限内である必要があります。協力要請期間中に更新した場合には、更新前、及び更新後両方の写しを提出してください。** (Red box on the left, pointing to '令和3年5月01日' and '1. 許可の有効期限 令和3年5月01日から令和9年6月31日まで')
- 名称・屋号が申請する店舗名と一致している必要があります。** (Red box on the right, pointing to '岡山〇〇食堂')

The license document itself contains the following text:

岡山市指令 岡保健衛 第9999999号

営業所所在地 岡山市北区鹿田町一丁目1番1号

氏名(法人名) 岡山 太郎

令和3年4月30日付け申請の飲食店営業については、食品衛生法(昭和22年法律第233号)第52条の規定により、下記条件を付して営業を許可します。

令和3年05月01日

岡山市保健所長

記

1. 許可の有効期限 令和3年5月01日から令和9年6月31日まで
2. 営業の内容 普通形態
3. 営業の条件
4. 正当な理由がなくて許可の日から6箇月以内に営業を開始しないとき、又は特別な理由なく6箇月以上引き続いて休業したときは営業の許可を取り消すことがあります。

岡山〇〇食堂

※やむを得ない事情により営業許可証の名義が申請者と一致していない場合は様式第4号「理由書」に必要事項を記載の上、提出してください。

### ⑨施設の営業実態が確認できるもの

申請する施設ごとにその施設の営業実態が確認できるものを提出してください。

要請日以前のもので直近のものを添付してください。以下はあくまで例示ですので、この他申請する施設が要請日以前に営業していたことが確認できるものを添付してください。

- 申請する施設の住所が記載されている光熱水費等の検針票又は領収書の写し
- 申請する施設の賃貸借契約書の写し
- 申請する施設の固定電話の請求書の写し
- 申請する施設のおしぼりの納品書・請求書の写し など

貼付台紙5  
に貼り付けて  
ください

### ⑩時短営業等を行ったことが分かる貼り紙を貼付した店頭の写真

営業時間短縮（休業を含む）を行っていたことが分かる書類の写し又は写真を提出してください。



貼付台紙6  
に貼り付けて  
ください

### ⑪売上高を確認できるもの ※1日あたりの売上高が83,333円（10万円）を超える施設のみ

⑥施設ごとの協力金支給申請額計算シートにおいて用いた売上高が確認できるものを提出してください。

#### 【法人の場合】

- 1) 確定申告書
- 2) 法人事業概況説明書（月別売上高）
- 3) 施設の飲食部門の売上高がわかる書類

（税務署の收受印、電子申告の場合は受信通知を添付すること。どちらもない場合は、売上を証明できる書類に税理士の署名がなされたもの（任意様式）

#### 【個人事業者の場合】

- 1) 確定申告書
- 2) 青色申告決算書（月別売上高）
- 3) 収支内訳書
- 4) 施設の飲食部門の売上高がわかる書類

（税務署の收受印、電子申告の場合は受信通知を添付すること。どちらもない場合は、税務署で取得する確定申告年度の納税証明書（その2所得金額用）

※飲食事業のみを営む1施設のみで事業を行っており、青色申告決算書や法人事業概況説明書により該当施設の売上高の確認ができる場合には施設ごとの売上台帳などの書類は省略可能です。

※開店1年未満の場合など、確定申告書類の用意ができない場合には、開店から要請日前日までの売上が確認できる売上台帳等を提出下さい。様式の指定はありませんので、経理ソフト等から抽出したデータ、エクセルデータ、手書きの売上台帳等でも構いません。

（売上台帳等の写しを提出する場合の注意事項）

- ・1日あたりの売上高を計算する基準となった【売上高】の【合計】を明記してください。

※收受印（e-tax の場合は受信通知）が必要  
となります。確認の上、提出してください。



收受印・受信通知サンプル

電子申告完了済 **SAMPLE**  
【電子申告(受付)日時：2020/06/26 12:34:56 受付番号：20200626123456012345】

【法人の場合】

法人税確定申告書別表1の1

法人事業概況説明書

【個人事業者の場合】

確定申告書B第一表

所得税青色申告決算書

収支内訳書

## ⑫令和3年5月の売上高が確認できる書類

令和3年5月の売上が確認できる売上台帳等を提出してください。

様式の指定はありませんので、経理ソフト等から抽出したデータ、エクセルデータ、手書きの売上台帳等でも構いません。

(売上台帳等の写しを提出する場合の注意事項)

- ・【令和3年5月】の売上台帳であることを明記してください。
- ・1日あたりの売上高を計算する基準となった【売上高】の【合計】を明記してください。
- ・【売上高】がゼロ円の場合は、【0円】であることを明確に記載してください。

## ⑬理由書

必要に応じて次の記載例を参考に自署してください。

### 様式第4号

### 理 由 書

#### 【対象施設の情報】

所在地	岡山市北区内山下二丁目4番6号
名称	岡山〇〇食堂 △△店

#### ①申請に係る理由

##### 【理由を申し出る事項】

申請内容と提出する書類の内容が一致しない等
-----------------------

##### 【理由】

〇〇〇が〇〇〇のため、 …上記についての理由等の説明(経緯、実績、事実関係)
---

#### ② 営業許可証の名義に係る理由

上記の対象施設に係る飲食店営業許可証の名義が申請者の名義と一致していない理由は、次のとおりです。対象施設が当該営業許可を取得していることは間違いありません。

##### 【理由】

今の店舗は、〇年前に父が飲食店営業許可の申請を行い、父の名義で許可が下りています。 〇年前から父と私の二人で営業しており、今回の申請は私が行うものです。
---

上記の内容について、事実と相違ありません。

##### 【申請者 自署欄】

記入日	5月〇日
本社(代表者)所在地	岡山市北区内山下二丁目4番6号
事業者名(法人名または屋号)	株式会社 おかやま食堂
代表者名(個人事業者名)	岡山 太郎

##### 【営業許可を受けている者 自署欄】 ※営業許可証の名義に係る理由の申立時のみ記入

記入日	5月〇日
住所(法人は本社所在地)	岡山市〇区表町〇丁目〇番〇号
氏名 (法人は法人名及び代表者氏名)	岡山 一郎
電話番号	086-〇〇〇-〇〇〇〇

申請者と営業許可証の名義が一致しない理由を具体的に記入してください

申請者が必ず自署してください。

実際に許可を受けている方が自署してください。

## 8 支給決定通知及び協力金の支給

申請書類を受領後、その内容を審査し、適正と認められる場合は協力金を支給します。

郵送による申請の場合や提出書類に不足等がある場合は、協力金の支給決定まで時間を要することがありますのであらかじめご了承ください。

なお、協力金は申請いただいた金融機関口座に振り込み、審査の結果については、後日支給決定通知書を発送します。

また、支給することが適正ではないと認められるときには、その理由を記載した不支給決定通知書を送付します。

### <協力店舗の公表について>

協力金の支給完了後、時短要請等にご協力いただいた施設情報（店舗名、市町村名）を後日、県ホームページで公表させていただきます。

## 9 その他注意事項

- (1) 申請内容は、協力金の審査・支給に関する事務に限り使用し、他の目的には使用しません。（ただし、誓約事項に基づき使用・提供する場合は除きます。）
- (2) 提出いただいた申請書類一式は返却しません。
- (3) 本協力金の支給決定後、支給要件に該当しない事実や不正等が発覚した場合は、協力金の支給決定を取り消すことがあります。その場合は、協力金の返還を求めます。
- (4) 県は必要に応じて、申請内容について調査する場合があります。その場合、申請者は県に協力するとともに、速やかに状況を報告願います。
- (5) 申請者は協力金の申請に使用した帳簿及び資料を備え、県から提出の求めがあったときはこれに応じなければなりません。また、これらの帳簿及び資料を協力金の支給を受けた年度の終了後5年間は保管しておかなければなりません。

**虚偽申請は絶対に行わないようご注意ください。軽い気持ちで不正をすると、重大な犯罪になる可能性がありますので、くれぐれも適正な申請をお願いします。協力金の不正受給は犯罪です。**



**岡山県**  
OKAYAMA PREFECTURE

次ページ以降は

**申請に必要な様式集**となります。

直接記入される方は、本冊子から切り離してご利用ください。

パソコンで作業される方は  
岡山県ホームページからダウンロード  
可能です。

岡山県時短要請協力金



様式には店舗ごとに作成いただくものもございます。

複数店舗の申請をされる方はお手数ですが、県ホームページからダウンロードしていただくか、  
必要な様式を複写して使用してください。





## 岡山県時短要請協力金（第2期）支給申請書兼実績報告書

新型コロナウイルス感染症の拡大防止を目的とした、県からの営業時間短縮等の要請に協力しましたので、協力金の支給を関係書類を添えて申請します。協力金額については、県が審査した後に確定されるため、申請額と同額にならない場合があることについて、了承します。

令和  年  月  日  
 岡山県知事 伊原木 隆太 殿

1 支給申請額

円

2 支給対象施設数

施設

※「4 施設ごとの内訳」を記入し、施設ごとの支給申請額の合計を記入してください

3 申請者情報

郵便番号

申請者	フリガナ															
	主たる事業所の所在地 <small>(個人の場合は自宅住所)</small>															
	フリガナ															
	会社名 <small>(屋号名)</small>															
	フリガナ											生年月日（個人のみ）				
	代表者名 <small>(個人事業者名)</small>											年	月	日		
法人番号 <small>(法人のみ)</small>															資本金(又は出資金) <small>(法人のみ)</small>	
															常時雇用する従業員	

※「振込先」の内容に誤りや漏れがあると、協力金のお支払いが大幅に遅れる場合がありますので、申請書の提出前に再度通帳の内容と相違ないか等、ご確認をお願いします。振込先口座は申請者ご本人（法人の場合は当該法人）の口座に限ります。

振込先	金融機関及び店舗名			金融機関コード	店舗コード	預金種別	口座番号 <small>(右詰めで記入)</small>			
		銀行・農協 金庫・信組		支店			1普通 2当座 9その他			
口座名義 <small>(カタカナ)</small>										

※口座名義（カタカナ）は、通帳に記載されているカタカナの表記をそのまま転記してください。

連絡先	担当者名	所属	フリガナ
			氏名
	電話		メールアドレス

※連絡先は申請内容の確認や書類審査時にご連絡させていただくためのものです。ご対応いただける方の連絡先をご記入ください。

4 施設ごとの内訳（対象施設が6以上の場合は、別紙一覧表を使用してください。）

No.	施設名	施設ごとの支給申請額	飲食店等営業許可番号
No. 1		円	
No. 2		円	
No. 3		円	
No. 4		円	
No. 5		円	

※施設ごとの内訳欄には、計算した施設ごとの支給申請額を記入し、各施設の営業許可番号を記入してください。

管理番号	＜岡山県使用欄＞		
	支給決定額	円	備考



## 施設ごとの内訳一覧(対象施設が6以上ある場合)

施設No.	施設名称(店舗名等)	施設ごとの 支給申請額	飲食店等営業許可番号
No.1			
No.2			
No.3			
No.4			
No.5			
No.6			
No.7			
No.8			
No.9			
No.10			
No.11			
No.12			
No.13			
No.14			
No.15			
No.16			
No.17			
No.18			
No.19			
No.20			
No.21			
No.22			
No.23			
No.24			
No.25			
No.26			
No.27			
No.28			
No.29			
No.30			
合計申請額			



## 誓 約 書

岡山県時短要請協力金（第2期）の支給申請に当たり、次のことを誓約いたします。誓約した内容と事実が相違することが判明した場合には、協力金の支給を受けられないことになっても異議はありません。また、これにより生じた損害については、当方（以下、法人の場合は「当法人」、個人事業者の場合は「私」を意味する。）が一切の責任を負うものとします。また、必要な場合には、岡山県警察本部や税務署等に情報提供することを承諾します。

## 記

- 1 食品衛生法第52条の規定に基づく飲食店又は喫茶店の営業を、今回協力金の対象となる第2期要請期間開始以前から行っている店舗であり、期間中の準備期間を除いた全ての日において営業時間短縮等の要請に全面的に協力しました。なお、営業にあたっては、業種別ガイドライン等を遵守して感染防止対策を徹底し、岡山県時短要請協力金（第2期）の支給要件は全て満たしています。
- 2 岡山県時短要請協力金（第2期）支給申請書兼実績報告書及び添付書類の内容に虚偽はありません。申請書類の内容に関して調査や報告の求めがあった場合は、これに応じます。また、虚偽や不正等が判明した場合は、協力金の返還に応じます。
- 3 申請日時時点で倒産又は廃業していません。また、申請を行った施設について、新型コロナウイルス感染症感染拡大の影響がある以前から休業又は営業時間短縮を行っていた店舗ではありません。
- 4 協力金の支給を受けた施設情報（店舗名及び市町村名）が公表されることに同意します。
- 5 県の時短要請協力金の支給対象月と同月の国の月次支援金を受給しておらず、また岡山県飲食店等一時支援金（第2期）も受給していないことを宣誓いたします。
- 6 個人情報の取扱いに関して、協力金の支給手続に必要な範囲内で県が業務を委託した業者と共有することに同意します。
- 7 当方及び当方の役員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第9条第21号ロに規定する役員をいう。）は、次に掲げる者のいずれにも該当しません。また、次に掲げる者はいずれについても、当方の経営に実質的に関与していません。
  - (1) 暴力団員等（岡山県暴力団排除条例（平成22年岡山県条例第57号）第2条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）に該当する者
  - (2) 暴力団（岡山県暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等の統制下にある者
  - (3) 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者

令和 年 月 日

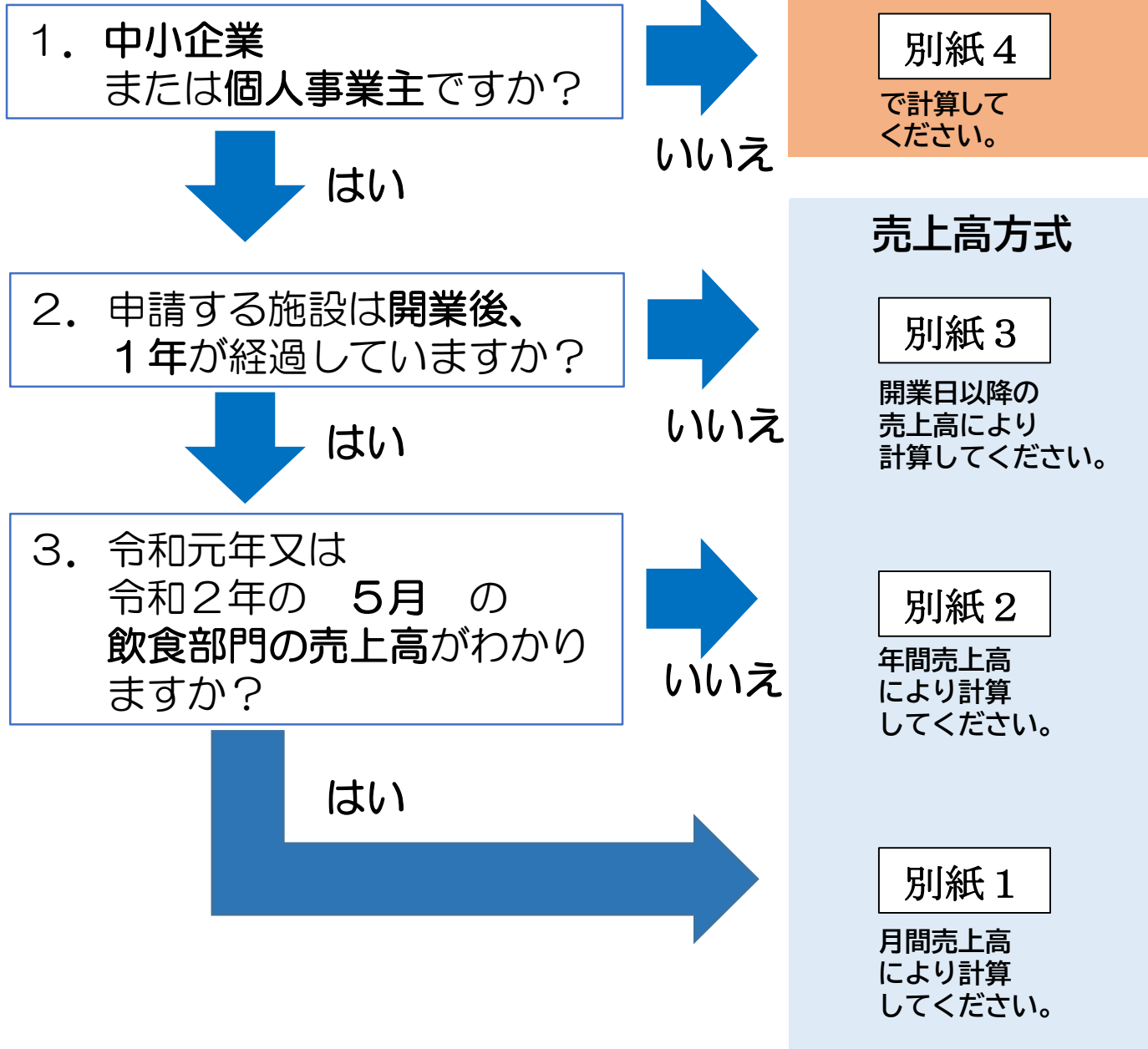
岡山県知事 伊原木 隆太 殿

所在地  
名称又は商号  
役職・氏名

印



# 岡山県 時短要請協力金（第2期）の計算シート判定表



## 【留意事項】

- ◎中小企業等で、令和元年又は令和2年5月の1日あたりの売上高が25万円を超え かつ、令和3年5月の1日あたりの売上高が令和元年又は令和2年5月から
- ・18万7,500円を超えて減少している場合（5月14日又は5月15日協力開始の場合）
  - ・25万円を超えて減少している場合（5月16日以降協力開始の場合）
- には、別紙4で計算した方が、協力金支給額が大きくなる場合があります。

- ◎令和2年4月に開業した場合など、コロナの影響を大きく受けた令和2年5月の売上高を用いて1日あたりの売上高を算出すると、著しく現状と乖離する場合は、別紙2により算出することも可能です。





施設No.				※この様式は施設ごとに作成してください。
会社名（屋号）				
フリガナ				
施設名称（店舗名等）				
郵便番号		施設の所在地		
電話番号		営業許可番号		

## 協力期間①（5月16日～31日）の協力内容について

<従前から酒類又はカラオケ設備の提供を**している**場合>

協力内容（その1）	<input type="checkbox"/>	酒類又はカラオケ設備の提供（利用者による酒類の店内持ち込みを含む）を行わなかった。（休業した場合を含む。）
協力内容（その2）	<input type="checkbox"/>	5:00～20:00を超えないよう時短営業又は休業した。（従前の営業時間が5:00～20:00を超えていない場合は、休業のみ）

（注意）上記にすべてチェックが入る必要があります。

<従前から酒類又はカラオケ設備の提供を**していない**場合>

※従前の営業時間が5:00～20:00を超えていない場合は対象外

営業時間	<input type="checkbox"/>	従前の営業時間は、5:00～20:00を超えている。
協力内容（その1）	<input type="checkbox"/>	5:00～20:00を超えないよう、時短営業又は休業した。

（注意）上記にすべてチェックが入る必要があります。

■該当する日数にチェックを入れてください。選択した日数を別紙1～4に転記してください。

※第1期協力金(対象期間5/3～5/16)を申請している施設については、15日間を選択してください。

協力日数①	<input type="checkbox"/>	16日間（5月16日以降すべての期間において上記の協力した場合）
	<input type="checkbox"/>	15日間（5月17日以降すべての期間において協力した場合）

※以下は岡山市・倉敷市内にある施設のみが対象となります。

※ただし、第1期協力金(対象期間5/3～5/16)を申請している施設については、ご記入不要です。

## 協力期間②（5月14日・15日）の協力内容について

※従前の営業時間が5:00～20:00を超えていない場合は対象外

営業時間	<input type="checkbox"/>	従前の営業時間は、5:00～20:00を超えている。
協力内容（その1）	<input type="checkbox"/>	5:00～20:00を超えないよう、時短営業又は休業した。
協力内容（その2）	<input type="checkbox"/>	酒類の提供（利用者による酒類の店内持ち込みを含む）を終日行わなかった。（休業した場合や従前から提供していない場合を含む。）
協力内容（その3）	<input type="checkbox"/>	飲食を主として業としている店舗の場合は、カラオケ設備の利用を終日自粛した。（休業した場合や従前から提供していない場合を含む。） ※飲食を主として業としていない店舗はチェック不要（カラオケボックスなど）

（注意）上記にすべてチェックが入る必要があります。ただし、飲食を主として業としていない店舗は「協力内容（その3）」へのチェックは不要です。

■該当する日数にチェックを入れてください。選択した日数を別紙1～4に転記してください。

協力日数②	<input type="checkbox"/>	2日間（5月14日・15日ともに上記の協力した場合）
	<input type="checkbox"/>	1日間（5月15日に上記協力した場合）

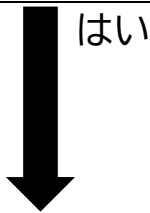


令和元年又は令和2年の5月の合計売上高を基準に計算

施設No.	施設名称(店舗名等)
-------	------------

5月16日(日)から31日(月)まで

申請する施設の飲食部門の令和元年又は令和2年いずれかの5月の売上高(税抜)の合計は310万円(1日あたり10万円)を超えますか？



はい

いいえ

1日あたりの協力金支給額は40,000円です

40,000円 ×	協力日数 <sup>①</sup>	日 =	支給基礎額 ア	円
-----------	-------------------	-----	---------	---

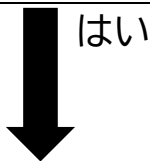
※様式第3号の協力日数を転記してください。  
第1期協力金を申請している施設は【15日】です。以下同じ。

支給額の計算が必要です。①に施設ごとの飲食部門売上高を記入してください。  
※計算に用いる売上高はすべて税抜で記入してください。

選択した年の 5月の売上高 ① <input type="text"/> 円	売上高を記入してください。 (確認書類の提出が必要)	÷ 31 日 =	選択した年の 5月の1日あたりの売上高 ② <input type="text"/> 円	1円未満切り上げ
② <input type="text"/> 円	× 0.4 =	千円未満切り上げ	選択した年の5月の1日 あたりの売上高の4割 ③ <input type="text"/> 円	1円未満切り上げ
1日あたりの協力金 支給申請額 ④ <input type="text"/> 円 上限10万円	×	協力日数 <sup>①</sup> <input type="text"/> 日 =	支給基礎額 ア'	⑤ <input type="text"/> 円

5月14日(金)及び15日(土) ※以下は岡山市・倉敷市内にある施設のみ記入  
(第1期協力金(5/3~5/16)を申請している施設については、記入不要)

申請する施設の飲食部門の令和元年又は令和2年いずれかの5月の売上高(税抜)の合計は258万3,323円(1日あたり8万3,333円)を超えますか？



はい

いいえ

1日あたりの協力金支給額は25,000円です

25,000円 ×	協力日数 <sup>②</sup>	日 =	支給基礎額 イ	円
-----------	-------------------	-----	---------	---

選択した年の 5月の売上高 ① <input type="text"/> 円	売上高を記入してください。 (確認書類の提出が必要)	÷ 31 日 =	選択した年の 5月の1日あたりの売上高 ② <input type="text"/> 円	1円未満切り上げ
② <input type="text"/> 円	× 0.3 =	千円未満切り上げ	選択した年の5月の1日 あたりの売上高の3割 ③' <input type="text"/> 円	1円未満切り上げ
1日あたりの協力金 支給申請額 ④' <input type="text"/> 円 上限7万5,000円	×	協力日数 <sup>②</sup> <input type="text"/> 日 =	支給基礎額 イ'	⑤' <input type="text"/> 円

支給申請額

※支給申請額を支給申請書(様式第1号)の「4 施設の内訳」に転記してください。

支給基礎額(ア又はア')	+	支給基礎額(イ又はイ')	=	支給申請額
<input type="text"/> 円		<input type="text"/> 円		<input type="text"/> 円



令和元年又は令和2年の年間売上高を基準に計算

施設No.		施設名称(店舗名等)	
-------	--	------------	--

5月16日(日)から31日(月)まで

申請する施設の飲食部門の令和元年又は令和2年いずれかの年間売上高(税抜)の合計は3,650万円(令和元年)又は3,660万円(令和2年)を超えますか？



はい

いいえ

1日あたりの協力金支給額は40,000円です

40,000円 ×	協力日数①	日 =	支給基礎額 ア	円
-----------	-------	-----	---------	---

※様式第3号の協力日数を転記してください。  
第1期協力金を申請している施設は【15日】です。以下同じ。

支給額の計算が必要です。①に施設ごとの飲食部門売上高を記入してください。  
※計算に用いる売上高はすべて税抜で記入してください。  
※計算に用いた売上高はどの年のものですか？どちらかに○を記入してください。

令和元年		令和2年	
------	--	------	--

①	選択した年の年間売上高	円	÷	(令和2年) 366日	=	②	選択した年の1日あたり売上高	円	1円未満切り上げ
				(令和元年) 365日					

売上高を記入してください。(確認書類の提出が必要)

②	選択した年の1日あたりの売上高	円	×	0.4	=	③	選択した年の1日あたりの売上高の4割	円	1円未満切り上げ

千円未満切り上げ

④	1日あたりの協力金支給申請額	円	×	協力日数①	日 =	⑤	支給基礎額 ア'	円
	上限10万円							

※以下は岡山市・倉敷市内にある施設のみ記入  
5月14日(金)及び15日(土) (第1期協力金(5/3~5/16)を申請している施設については、記入不要)

申請する施設の飲食部門の令和元年又は令和2年いずれかの年間売上高(税抜)の合計は3,041万6,545円(令和元年)又は3,049万9,878円(令和2年)を超えますか？



はい

いいえ

1日あたりの協力金支給額は25,000円です

25,000円 ×	協力日数②	日 =	支給基礎額 イ	円
-----------	-------	-----	---------	---

①	選択した年の年間売上高	円	÷	(令和2年) 366日	=	②	選択した年の1日あたり売上高	円	1円未満切り上げ
				(令和元年) 365日					

②	選択した年の1日あたりの売上高	円	×	0.3	=	③'	選択した年の1日あたりの売上高の3割	円	1円未満切り上げ

千円未満切り上げ

④'	1日あたりの協力金支給申請額	円	×	協力日数②	日 =	⑤'	支給基礎額 イ'	円
	上限7万5,000円							

支給申請額 ※支給申請額を支給申請書(様式第1号)の「4 施設の内訳」に転記してください。

支給基礎額(ア又はア')	円	+	支給基礎額(イ又はイ')	円	=	支給申請額	円
--------------	---	---	--------------	---	---	-------	---



## 施設ごとの協力金支給申請額計算シート

【施設開業後1年未満の場合】開業日から要請日前日までの売上高で計算

施設No.		施設名称(店舗名等)	
-------	--	------------	--

支給額の計算が必要です。①に施設ごとの飲食部門売上高を記入してください。  
 ※計算に用いる売上高はすべて税抜で記入してください。

5月16日(日)から31日(月)まで

申請施設の開業日を入力してください。		入力例「2021/4/1」
要請日前日	2021/5/13	

売上高を記入してください。(確認書類の提出が必要)

開業日から令和3年5月13日までの売上高 ① <input type="text"/> 円	日数を記入してください ÷ <input type="text"/> 日	開業日から令和3年5月13日までの1日あたりの売上高 ② <input type="text"/> 円	1円未満切り上げ
開業日から令和3年5月13日までの1日あたりの売上高 ② <input type="text"/> 円	× 0.4 =	選択した年の1日あたり売上高の4割 ③ <input type="text"/> 円	1円未満切り上げ
1日あたりの協力金支給申請額 ④ <input type="text"/> 円	× <input type="text"/> 日 =	協力日数 ①	支給基礎額 ア
下限4万円 上限10万円		⑤ <input type="text"/> 円	

※様式第3号の協力日数を転記してください。以下同じ。  
 第1期協力金を申請している施設は【15日】です。

5月14日(金)及び15日(土) ※以下は岡山市・倉敷市内にある施設のみ記入  
 (第1期協力金(5/3~5/16)を申請している施設については、記入不要)

開業日から令和3年5月13日までの1日あたりの売上高 ② <input type="text"/> 円	× 0.3 =	選択した年の1日あたり売上高の3割 ③' <input type="text"/> 円	1円未満切り上げ
1日あたりの協力金支給申請額 ④' <input type="text"/> 円	× <input type="text"/> 日 =	協力日数 ②	支給基礎額 イ
下限2万5,000円 上限7万5,000円		⑤' <input type="text"/> 円	

支給申請額

※支給申請額を支給申請書(様式第1号)の「4 施設の内訳」に転記してください。

支給基礎額(ア)	+	支給基礎額(イ)	=	支給申請額
<input type="text"/> 円		<input type="text"/> 円		<input type="text"/> 円



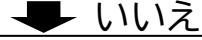


**【大企業用】令和元年又は令和2年いずれかの5月と比べて  
令和3年の5月の売上高減少額を基準に計算**  
(中小企業等も選択可能)

施設No.		施設名称(店舗名等)	
-------	--	------------	--

5月16日(日)から31日(月)まで

申請する施設の飲食部門の令和元年又は令和2年いずれかの5月と比べて  
令和3年の5月の売上高は減少していますか？



大企業の方は申請できません。  
中小企業等の方は売上高方式  
(別紙1～3)により計算してください。

支給額の計算が必要です。①及び②に施設ごとの飲食部門売上高を記入してください。  
※計算に用いる売上高はすべて税抜で記入してください。  
※令和3年5月の売上高との比較に用いた売上高はどの年のものですか？  
どちらかに○を記入してください。

令和元年度		令和2年度	
-------	--	-------	--

選択した年の 5月の売上高		令和3年の 5月の売上高		売上高減少額	
①	円	②	円	=	③ 円

※売上高を入力してください。(確認書類の提出が必要)

売上高減少額		円	÷	31	×	0.4	=	④	円
								1日あたりの 売上高減少額の4割	
千円未満切り上げ									

1日あたりの協力金 支給申請額		円	×	協力日数 ①	日	=	⑥	円
⑤		円					支給基礎額 ア	
上限20万円								

※様式第3号の協力日数を転記してください。以下同じ。  
第1期協力金を申請している施設は【15日】です。

5月14日(金)及び15日(土) ※以下は岡山市・倉敷市内にある施設のみ記入  
(第1期協力金(5/3～5/16)を申請している施設については、記入不要)

売上高減少額		円	÷	31	×	0.4	=	④	円
								1日あたりの 売上高減少額の4割	
選択した年の 5月の売上高		円	÷	31	×	0.3	=	⑦	円
								1日あたりの売上高の3割	

④と⑦のうちいずれか低い額(千円未満切り上げ)

1日あたりの協力金 支給申請額		円	×	協力日数 ②	日	=	⑧	円
⑤'		円					支給基礎額 イ	
上限20万円								

支給申請額

※支給申請額を支給申請書(様式第1号)の  
「4 施設の内訳」に転記してください。

支給基礎額(ア)		円	+	支給基礎額(イ)		円	=	支給申請額		円
----------	--	---	---	----------	--	---	---	-------	--	---



## 理 由 書

## 【対象施設の情報】

所在地	
名称	

## ①申請に係る理由

## 【理由を申し出る事項】

--

## 【理由】

--

## ② 営業許可証の名義に係る理由

上記の対象施設に係る営業許可証の名義が申請者の名義と一致していない理由は、次のとおりです。対象施設が当該営業許可を取得していることは間違いありません。

## 【理由】

--

上記の内容について、事実と相違ありません。

## 【申請者 自署欄】

記入日	
本社（代表者）所在地	
事業者名（法人名または屋号）	
代表者名（個人事業者名）	

## 【営業許可を受けている者 自署欄】 ※営業許可証の名義に係る理由の申立時のみ記入

記入日	
住所（法人は本社所在地）	
氏名 （法人は法人名及び代表者氏名）	
電話番号	



申請者名（法人名または個人氏名）：

貼付台紙 1

運転免許証の写しの場合  
オモテ面貼付位置

**本人確認書類の写しを貼り付けてください。**

※住所変更があった場合は、変更後の現住所が分かる部分も貼り付けてください。

※マイナンバーカード等、マイナンバーが記載されている書類を添付いただく場合、  
マイナンバーが写り込まないようにしてください。

※枠内に収まるように貼り付けてください。

運転免許証の写しの場合  
ウラ面貼付位置



申請者名（法人名または個人氏名）：

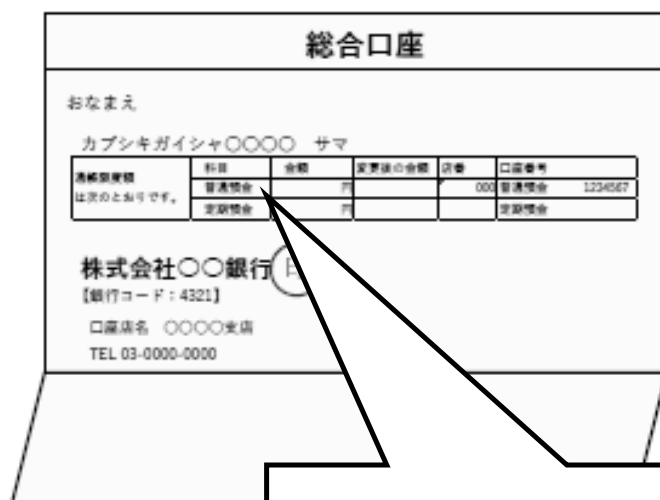
貼付台紙 2

通帳のオモテ面の写しを貼り付けてください。



※枠内に収まるように貼り付けてください。

通帳の1・2ページ目の写しを貼り付けてください。



申請書（様式第1号）の振込先の口座名義（カタカナ）は、ここを転記ください。





施設名：

※様式第3号の施設名と記載を合わせてください。

**施設の外観写真を貼り付けてください。**

※施設全体、施設名が分かる写真かどうか、改めてご確認ください。

※令和3年5月13日以降に撮影した写真を貼り付けてください。

※複数の対象施設を有する場合は、この台紙をコピーして店舗ごとに作成してください。

※枠内に収まるように貼り付けてください。

※貼り切れない場合は、必要に応じてこの台紙をコピーしてください。



施設名：

※様式第3号の施設名と記載を合わせてください。

**施設の内観写真を貼り付けてください。**

※施設内全体、飲食スペースが分かる写真かどうか、改めてご確認ください。

※令和3年5月13日以降に撮影した写真を貼り付けてください。

※複数の対象施設を有する場合は、この台紙をコピーして店舗ごとに作成してください。

※枠内に収まるように貼り付けてください。

※貼り切れない場合は、必要に応じてこの台紙をコピーしてください。



施設名：

※様式第3号の施設名と記載を合わせてください。

**申請施設の営業実態が確認できるものを  
貼り付けてください。**

※要請日以前に申請施設において営業している実態があったと確認できるものかどうか改めてご確認ください。

※複数の対象施設を有する場合は、この台紙をコピーして施設ごとに作成してください。

※枠内に収まるように貼り付けてください。

※貼り切れない場合は、必要に応じてこの台紙をコピーしてください。



施設名：

※様式第3号の施設名と記載を合わせてください。

**時短営業を実施したことが分かる貼り紙**  
**「営業時間短縮のお知らせ」又は「休業のお知らせ」を**  
**店頭に掲示した写真を貼り付けてください。**

※時短営業の内容が記載されているか、貼付された貼り紙の時短営業の内容が分かる写真かどうか、改めてご確認ください。

※複数の対象施設を有する場合は、この台紙をコピーして店舗ごとに作成してください。

※枠内に収まるように貼り付けてください。

※貼り切れない場合は、必要に応じてこの台紙をコピーしてください。





岡山県時短要請協力金（第1期）の  
支給決定を受けている方

岡山県時短要請協力金（第1期）  
の「支給決定及び額の確定通知書」が  
届いている

準備ができたなら  
チェック

はい

<準備する書類>

✓	①岡山県時短要請協力金（第2期）申請書 <b>様式第1号</b>
✓	②誓約書 <b>様式第2号</b>
✓	岡山県時短要請協力金（第1期） 支給決定及び額の確定通知書（写し）
✓	【振込先口座を変更する場合のみ】 ④振込先口座及び口座名義人が 確認できる書類

申請する施設ごとに準備する書類  
（施設ごとに全ての書類の提出が必要）

✓	⑤施設ごとの協力内容 <b>様式第3号</b>
✓	⑥施設ごとの協力金支給申請額計算 シート <b>別紙1～4のいずれか1つ</b>
✓	⑧飲食店等営業許可証の写し
✓	⑨施設の営業実態が確認できるもの 【施設の住所が記載された光熱水費等 の検針票又は領収書の写し 等】
✓	⑩時短営業等を行ったことが分かる 貼りを貼付した店頭の写真

売上高減少額方式を選択した施設  
（大企業用）※中小企業等も選択可能

✓	⑫令和3年5月の売上高が確認できる 書類（写し）
その他（必要に応じて準備するもの）	
✓	⑬理由書 <b>様式第4号</b>

今回初めて  
岡山県時短要請協力金を申請する方

準備ができたならチェック

<準備する書類>

✓	①岡山県時短要請協力金（第2期）申請書 <b>様式第1号</b>
✓	②誓約書 <b>様式第2号</b>
✓	③本人確認書類（写し）
✓	④振込先口座及び口座名義人が 確認できる書類

申請する施設ごとに準備する書類  
（施設ごとに全ての書類の提出が必要）

✓	⑤施設ごとの協力内容 <b>様式第3号</b>
✓	⑥施設ごとの協力金支給申請額計算 シート <b>別紙1～4のいずれか1つ</b>
✓	⑦施設の写真 （外観写真及び内観写真）
✓	⑧飲食店等営業許可証の写し
✓	⑨施設の営業実態が確認できるもの 【施設の住所が記載された光熱水費等 の検針票又は領収書の写し 等】
✓	⑩時短営業等を行ったことが分かる 貼りを貼付した店頭の写真

1日あたりの売上高が83,333円  
（10万円）を超える施設

✓	⑪売上高が確認できる書類（写し）
売上高減少額方式を選択した施設 （大企業用）※中小企業等も選択可能	
✓	⑫令和3年5月の売上高が確認できる 書類（写し）
その他（必要に応じて準備するもの）	
✓	⑬理由書 <b>様式第4号</b>

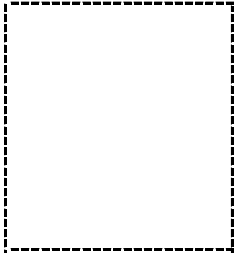
準備する書類が整ったら協力金を申請へ（郵送 又は 電子申請）

**このチェックシートも必ず提出してください。**



<切り取って宛名ラベルとしてご使用ください>

※郵便料金等が不足の場合は受け取ることができませんのでご注意ください。



【宛先】

〒700-0821

岡山市北区中山下1-8-45  
NTTクレド岡山ビル8階

『岡山県時短要請協力金（第2期）受付係』 行

岡山県時短要請協力金 **第2期** 申請書類 在中

申請期限:令和3年7月31日(土)消印有効

【差出人】

〒    -

申請者住所：

申請者名：